



連合会の組合員たる組合等又は当該特定組合等が支払うべき共済金の合計額の千分の八百五十五に相当する金額の範囲内とする。ただし、当該金額が当該都道府県連合会に支払うべき再保險金又は当該特定組合等に支払うべき保険金の見込額の十五分の七に相当する金額を超えるときは、当該見込額の十五分の七に相当する金額の範囲内とする。

(園芸施設共済に係る限度額)

**第五条** 園芸施設共済についての都道府県連合会に対する再保險金又は特定組合等に対する保険金の概算払の額は、事業年度ごとに、概算払をする時において当該都道府県連合会の組合員たる組合等又は当該特定組合が既に支払った共済金の合計額の千分の八百五十五に相当する金額の範囲内とする。ただし、当該金額が当該都道府県連合会に支払うべき再保險金又は当該特定組合等に支払うべき保険金の見込額の十五分の七に相当する金額を超えると見込額の十五分の七に相当する金額を超えるときは、当該見込額の十五分の七に相当する金額の範囲内とする。

(施行期日) 第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

(農作物共済に係る限度額の特例)

**第二条** 規則附則第八条第一項の規定を適用する場合における第一条第一項の規定の適用については、同項中「次に掲げる金額」とあるのは「次に掲げる金額及び規則附則第八条第二項に規定する一筆方式の共済関係に係る耕地であつて、共済目的の減収量（法第百三十九条第一項の減収量をいう。以下この項において同じ。）が規則第九十六条第二項に規定する耕地別基準収穫量の百分の七十以上となる見込みであるもの（同項に規定する移植不能耕地を含む。）につき当該都道府県連合会の組合員たる組合等又は当該特定組合等が支払うべき共済金の額」と、同項第一号中「共済目的の減収量（法第百

三十八条第一項の減収量をいう。以下この項において同じ。）とあるのは「共済目的の減収量」とする。

(果樹共済に係る限度額の特例)

**第三条** 規則附則第十二条第一項の規定を適用する場合における第三条第一項の規定の適用については、同項中「次に掲げる金額」とあるのは「次に掲げる金額及び規則附則第十二条第二項に規定する樹園地方式の共済関係に係る樹園地であつて、共済目的の減収量（法第百五十条第一項の減収量をいう。以下この項において同じ。）が基準収穫量（同項の基準収穫量をいう。以下この項において同じ。）の百分の八十以上となる見込みであるものにつき、当該都道府県連合会の組合員たる組合等又は当該特定組合等が支払うべき共済金の額」と、同項第一号中「共済目的の減収量（法第百五十条第一項の減収量をいう。以下この項において同じ。）とあるのは「共済目的の減収量」と、「基準収穫量（同項の基準収穫量をいう。以下この項において同じ。）とあるのは「基準収穫量」とする。

2 令附則第四条の規定を適用する場合における第三条第一項、第六条及び前項の規定の適用について、第三条第一項第二号中「百分の六十」とあるのは「百分の六十（農業保険法施行令（平成二十九年政令第二百六十三号。以下「令」という。）第四十二条に規定する再保險期間をいう。）」と定め、全国連合会に支払うべき再保險金の見込額の範囲内とする。

(施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和五年一月二六日農林水産省  
令第二号)

この省令は、公布の日から施行する。

(農作物共済に係る限度額の特例)

**第四条** 規則附則第十七条第一項の規定を適用する場合における第四条第一項の規定の適用については、同項中「次に掲げる金額」とあるのは「次に掲げる金額及び規則附則第八条第二項に規定する一筆方式の共済関係に係る耕地であつて、共済目的の減収量（法第百三十九条第一項の減収量をいう。以下この項において同じ。）が規則第九十六条第二項に規定する耕地別基準収穫量の百分の七十以上となる見込みであるもの（同項に規定する移植不能耕地を含む。）につき当該都道府県連合会の組合員たる組合等又は当該特定組合等が支払うべき共済金の額」と、同項第一号中「共済目的の減収量（法第百

額」と、「共済目的の減収量（法第百五十五条第一項の減収量をいう。以下この項において同じ。）とあるのは「共済目的の減収量」とす

る。